

# 「会計上の重要性」を考える

価による簿価修正額ごとに判断するという点にも留意しなければならぬ。簿価修正額について借方に発生するものと貸方に発生するものとを相殺して純額で判断すると、対象となる資産および負債の実現時点に差が生じた場合、各実現年度の損益に大きな影響を及ぼすことになるからである（日本公認会計士協会会計制度委員会報告7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」13項、56項）。

以上から、子会社の資産および負債の評価は、連結貸借対照表の資産および負債の残高のみならず、損益にも影響が及ぶことがあるので、重要性の判断は慎重に行うべきであり、重要性の基準値としては、「明らかに僅少な額（連結ベース）」を使用することが適当であろう。

## 決算日差異の3カ月ルール

企業が海外展開を本格化していくと、海外に子会社を持つようになってくる。海外では12月決算が多いため、3月決算が多い日本の親会社では、決算期の違う子会社を連結するという高度な処理が求められることになる。すると、そこにまた「重要

性の原則」が顔を出すのである。

連結財務諸表を作成する際、子会社の決算日が親会社の決算日（連結決算日）と異なる場合は、子会社は連結決算日に仮決算を行うことを原則とするが、3カ月ルールという特例がある。連結会計基準（注4）でそれが述べられている。

子会社の決算日と連結決算日の差異が3か月を超えない場合には、子会社の正規の決算を基礎として連結決算を行うことができる。ただし、この場合には、子会社の決算日と連結決算日が異なることから生じる連結会社間の取引に係る会計記録の重要な不一致について、必要な整理を行うものとする。

### 第3章

# 税効果、リース、退職給付、収益認識 その他の会計基準における 「重要性判断」

## 税効果会計

日本では近年、取引種別別に、難

決算日差異が3か月以内なら仮決算をしなくてよいとなっているので、この「3カ月」というのは、ある意味での「重要性の基準値」と考えられる。親会社が3月決算、子会社が12月決算の場合、まさにこの基準値の範囲内であり、子会社の決算をそのまま連結できる。ただしそのとき、

1月～3月の期間に行われた親子間取引はすべて不一致になる。そのうち重要な不一致については調整をしないというのがこのルールだ。そこで問題となるのが、「重要な不一致」とは何かということである。

実は、そのあたりの取扱いについては「様ではない。資金の貸付・借入や固定資産の売買といった非経常的な取引を重要であると考えて、調整を

行う事例もあれば、営業取引について調整を行っている事例もある。

非経常的な取引について調整する場合でも、外部取引がひも付きになっているケースは判断が難しい。たとえば、親会社が子会社に資金を貸し付け、子会社がその資金と自己資金をあわせて固定資産を取得するという取引が1月～3月の間に行われた場合、連結会社間取引ではない固定資産取得取引も調整対象にするのかどうかは、判断が難しい。そういった論点は、実務上も幅のある対応がなされている可能性が高い。

この例は、「会計上の重要性」という概念が、そう簡単には整理できないものであることを示している。

易度の高い会計基準が順次公表されてきた。「重要性の原則」は、会計のあらゆる場面で広く適用される考え方なので、いずれの会計基準につい

ても「重要性の原則」は適用されるが、税効果会計についてもその適用の例外ではない。税効果会計に係る会計基準注解